



秋厚労ニュース

NO1772号
2017年6月19日
秋田県厚生連労働組合
秋田市山王5-4-2
TEL 018(864)3341
FAX 018(864)3349

58歳以上の 不利益 一歩前進

ボーナス 7割 → 8割

去る6月15日の団体交渉において、秋田県厚生連の経営者は「58才以上のボーナスを7割から8割に引き上げる」旨を明言。30年に及ぶ「58才以上の不利益」解消の課題が、また一歩前進しました。

58才以上のボーナスをめぐる最近の動向

1987. 3. 9	医師以外の定年が58才から60才に 誕生月末が定年退職日 58才以上は定期昇給ストップ、ボーナスは7割 つまり、誕生日によってボーナスの支給率異なる ----- この間、定年退職日は少しずつ改善 -----
2012. 2. 16	定年退職日が年2回から年1回(年度末)に 60才が勤務する期間延びるものの、ボーナスなし
2013. 2. 27	年度末特別手当5万円を58才以上にも一律支給
2013. 6. 25	58才以上にボーナス7割一律支給 60才もボーナス7割支給
2017. 6. 15	58才以上のボーナスを7割から8割に引き上げ

固定比率100%達成が見込まれる中で

15日の交渉で、経営者は「秋田県厚生連全体の収支は約21億5千400万円の黒字。事業損益がマイナス5億の計画に対し4億。要因は、包括ケア等による収入増と、要員計画未達による人件費減等が大きい」と、2016年度の決算見込みを公表しました。固定比率は107%を見込んでおり、「まだ盤石ではない」としつつも、経営者の顔には一定の安堵感。なお、正式決定は6月30日の厚生連総会とのこと。

今後は8割がベース

また、理事長自ら「固定比率100%達成後の課題」について触れ、「何ができるかということについて、予算には見えていないが、とりあえず平成29年度、58才以上の職員の賞

30年におよぶ 不利益との闘い

「58才以上の不利益」

が生まれたのは1987年3月9日です。医師以外の職員の定年が58才から60才に引き上げられ、これに伴い、定期昇給はストップ、ボーナス7割などの現問題が発生。誕生日によってボーナスの有無や支給率が異なる、きわめて不自然な形には、誰しもが疑問の声を発しました。

定年退職日は、当初、誕生月の末日。やがて「年4回」「年2回」の時代を経て、2012

与を8割に引き上げる事なら出来る、と考えた」と発言。また、質問に答える形で「将来の事は確約できないが、自分としては、30年度以降、この『8割』がベースになるものと思っている」と述べました。

年に年1回になりました。この年、たまたま経営者から「年度末特別手当5万円」が提案されましたが、秋厚労は「自分たちの取り分を減らしても58才以上の不利益をなくしたい」という覚悟で交渉に臨み、ボーナスは0円だった60才にもこの手当が支給される成果を得ました。

要求も分かりやすく

さらに、2013年6月、誕生日による「差別」を撤廃。60才も含めて「一律7割」という現行のスタイ



ルに変わりました。

それから丸4年。要求を決める中央委員会のたびに、各支部による「58才以上の不利益解消を最重点に」という「添え言葉」が通例になりました。要求も「7割を10割に」と分かりやすく、交渉も「少しずつでも率を上げて」と説得力が増しました。

そして、ついに「8割への引き上げ」が実現。30年間の粘りの運動が、一歩前進しました。